（緊急制動表示灯）

第76条　次に掲げる一般原動機付自転車については、細目告示第254条の4の2第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第249条の2第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

一　令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車

二　令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車

三　令和7年6月15日以降に製作された二輪の第一種一般原動機付自転車であって、同月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの

四　令和5年9月1日以降に製作された第二種原動機付自転車であって、同年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの